

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第1回 東村山市障害者自立支援協議会定例会			
開催日時	令和2年8月11日（火）午後2時00分～4時00分			
開催場所	地域福祉センター 地域福祉活動室			
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>（定例会委員）永嶋昌樹、高橋千恵子、横井純子、村瀬崇、武者吉和、大野宏、松本恭子、芦崎康彦、山中誠一、田宮良、千葉道子</p> <p>（事務局）市：小倉障害支援課長、加藤課長補佐、松井事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長</p> <p>社会福祉協議会：稲森、西郷</p> <p>●欠席者：なし</p>			
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数 1名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 挨拶 3. 委嘱状交付 4. 委員自己紹介 5. 役員選出 6. 令和2年度活動テーマ・開催スケジュールについて 7. 協議（報告）事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）運営に関する定めの変更について （2）令和2年度自立支援協議会研修会の開催について （3）専門部会などの活動内容の報告 （4）人材確保の取り組み （5）その他 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの進捗状況 ・青年成人期知的障害者余暇活動支援事業「イクシア」の報告 ・ガイドヘルパー養成研修 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に関する特例対応 8. 情報交換 9. 閉会 			
問い合わせ先	<p>東村山市役所 障害支援課</p> <p>担当者名 加藤</p> <p>電話番号 042-393-5111 内線3153</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>			
会 議 経 過				

1. 開会

○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。

2. 挨拶

○障害支援課長挨拶

本日は暑い中、また新型コロナウイルス感染症の影響の中、定例会にご参加いただきありがとうございます。

当協議会は平成26年8月8日にスタートし、これまで基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の設置や青年・成人期の知的障害のある方の余暇活動支援室など、当市の施策を推進していくにあたり多大なるご支援をいただきありがとうございます。

当協議会も4期目に入り、ますます皆さま方のご意見等をいただきながら当市における障害福祉行政の進展をしていきたいと考えていますので、この2年間もよろしくお願い致します。

3. 委嘱状交付

○定例会委員に委嘱状を交付する。

4. 委員自己紹介

○定例会委員自己紹介…【資料1】

○事務局自己紹介

5. 役員選出…【資料2】

○事務局 A

資料2に基づき説明。

○事務局 B

会長は委員の互選、副会長は会長からの指名となっております。委員の皆様から意見がありましたらお願いします。

○委員 A

永嶋委員を推薦したいと思います。当市の協議会の会長は、これまでも学識経験者から選出をしているほか、永嶋委員については、当市の「障害福祉に関する市単独事業再構築検討会」でも委員長を務められるなど、福祉事情に精通しています。学識経験者として経験豊富な永嶋委員にお願いするのはいかがですか。

○事務局 B

A委員から永嶋委員を会長にというご意見がございましたが、皆さんいかがですか。

(異議なし)

○事務局 B

永嶋委員、会長就任をご承諾いただけますか。

○永嶋会長

微力ではありますが、お引き受けします。

○事務局 B

ご承諾いただき、ありがとうございます。次に副会長の選出ですが、協議会設置規則第5条により、副会長は、会長からの指名となっていますが、永嶋会長いかがですか。

○永嶋会長

副会長ですが、これまで基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置などについて、協議を活発に重ねてこられたと伺っております。この間、副会長としてまた、相談支援部会長としてご活躍されてこられた、高橋委員を副会長として指名したいと思います。

○高橋副会長

精一杯頑張らせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 B

会長・副会長が決まりましたので、会長と副会長には、席を移動していただきますので、よろしく申し上げます。

(会長・副会長席へ移動)

○事務局 B

それでは、改めまして会長、副会長より就任のご挨拶をお願いします。

(会長、副会長挨拶)

○事務局 B

会長、副会長が選出されましたので、これからの議事進行を会長へお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長

それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

6. 令和2年度活動テーマ・開催スケジュールについて

○会長

それでは、議事を進めます。次第の6、令和2年度活動テーマ・開催スケジュールについてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局 A…【資料3】

資料3に基づき説明をする。

○会長

何かご質問などはございますか。

(なし)

7. 協議（報告）事項

（1）運営に関する定めの変更について

○会長

次第7. 協議（報告）事項です。市から説明をお願いいたします。

○事務局 C…【資料4】

資料4に基づき説明をする。

○会長

改正内容は、地域生活支援部会を新たに設置すること、ワーキンググループの設置について規定上、明確にする内容です。何かご質問、ご意見はありますか。

（なし）

○会長

それでは、ご提案のとおり運営に関する定めの変更について承認いただける方は拍手をお願いします。

（拍手にて承認）

○会長

ありがとうございました。次に進みます。

（2）令和2年度自立支援協議会研修会の開催について

○会長

続きまして協議事項の（2）、令和2年度自立支援協議会研修会の開催についてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局 A…【資料5】

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、日頃より各関係機関では予防や対策にご尽力いただいている中、さらに第2波、第3波の不安も抱えていると事業所から伺っています。そのため、運営会議では、そのような事業所からの声を受け止め、10月頃に感染症予防と対策をテーマに研修会を開催したいと考えております。

講師については、秋津療育園の大石先生をお願いをする予定であり、先生は、「埼玉県立小児医療センター」などに勤務し、「日本感染症学会専門医」、「感染管理医」として院内感染の制御、対策を担当してきました。

○会長

研修会について案の状態ですが、委員の皆さまからご意見、ご質問などがありましたらお願いします。

○委員 C

人が集まらない研修会は企画できますか。

○事務局 B

オンラインやインターネットなどを活用するということですが、設備面などで課題

があるため、現在検討しているところです。

提案内容は承知していますので、参加人数によっては複数開催なども考えつつ進めていきたいと考えています。

○委員 C

研修会の対象は、障害福祉サービス事業所の職員ですが、設備や環境面で難しい状況があるのですか。

○事務局 C

事業所の設備や環境面よりは、講師の中には、録画や写真など撮られることを嫌だという先生も多いのが現状です。例えば、ZOOM ですとかオンラインの中でパソコン上の顔だけで対面して説明するということについて、本研修を実施するにあたり、いくつかの機関へ交渉をさせていただきましたが、写真に撮られる、録画をすることで個人情報やプライバシーの面など、なかなか難しいというご意見をいただいているところです。

大石先生には、本日の協議会の承認をいただいたのち、具体的な講演内容等の詳細を詰めていくこととなりますので、委員 C からお話のあった、ZOOM などの対応について先生に確認をさせていただきます。

○会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

○委員 D

今、このような状況の中で研修会を実施することについて、大きな課題をもっています。絶対開催するのではなく、社会状況を見ながら中止も視野に入れつつ進めていけたらと思います。

○会長

他にご意見などはありますか。

(なし)

それでは、いただいた意見を基に進めていただきたいと思います。研修会の開催については、以上とします。

(3) 専門部会などの活動内容の報告

協議事項の(3)、専門部会などの活動内容の報告です。はじめに相談支援部会からお願いします。

○相談支援部会長…【資料6】

資料6に基づき説明をする。

○会長

皆さまからご質問などありますか。

(なし)

○会長

就労支援部会の報告をお願いします。

○就労支援部会長…【資料7】

資料7に基づき説明をする。

○会長

資料7について何かご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

○委員 E

リモートワークが難しいということですが、どのような業種で、どの辺りの支援が難しいのか、もう少し具体的に教えてください。

○事務局 C

リモートでの支援の難しさについて、部会で出された意見として、障害特性からリモートで、対人で顔を合わせることが難しいといったご意見や普段面談とかで対人話をしている方もいる中で、電話とか目の前の画面をとおして喋るということに対して難しいといった意見がありました。

対人恐怖などリモートだからこそ話せるという方もいれば難しいといったご意見もありました。一方でリモートがあったからこそ支援に繋がったという意見もありましたので、そこは障害特性とか個々の実情とかで変化をするのかなと思います。

○委員 C

リモートワークの話を付け加えさせていただきたいのですが、当事業所で、リモートを取り入れたことで、ご家族の協力を得られ、発達障害のある方の家族関係の改善が進んだ事例がありました。在宅ワークのプログラムを母親と一緒に取り組むことで親子関係が良くなり、親御さんに自分の気持ちを伝えられるようになりました。

○会長

情報をありがとうございます。他にご意見、ご質問などはありますか。

(なし)

(4) 人材確保の取り組み

協議事項の(4)、人材確保の取り組みです。説明をお願いします。

○事務局 B

昨年度の定例会において、人材確保の取り組みとして市内の事業所に従事する職員に取材させていただき、障害福祉サービス事業所のお仕事紹介の記事を市報に掲載しました。また、社会福祉協議会と東京都福祉人材センターが共催の「福祉の仕事相談会」のお知らせを併せて掲載することで、多くの反響をいただきました。

協議会として、福祉人材確保の働きかけは必要であると思いますので、皆さま方が所属する法人等の現状について、ご意見をいただけたらと思います。

○会長

委員の法人等の人材確保策について、ご意見のある方はいますか。

○委員 F

居宅介護は、12月の市報掲載後、市民等からの反響は大きかったのですが、就労を希望される方は少なかったです。ヘルパーを確保するには、前々から話していますが、初任者研修を何かしらでできたら嬉しいです。初任者研修を実施するにあたっては、お金がかかることや資格取得後に従事しない方もいることは把握していますが、介護所管とも調整の上、市で初任者研修を開催していただけたらと思います。

○会長

ありがとうございます。初任者研修を市でというご意見でした。市のほうからありますか。

○事務局 C

昨年度も委員 F から初任者研修を市でという意見をいただいています。初任者研修について他市の障害所管で初任者研修を実施している市に確認をしたのですが、障害所管で研修費用を負担したものの資格取得後には、8～9割の方が介護保険分野で従事し、障害分野のヘルパー増には結びつかなかったと伺いました。そのため、地域の福祉人材が増えていくと良いと思いますが、介護所管との調整も必要であると認識をしています。

○委員 D

当市では、子どもたちにボランティア体験をしていただく機会があると思いますが、体験をすることで仕事が身近に感じて、こんな仕事ができるかもしれないという思いに繋がります。研修会をするとかではなく、気軽に事業所の仕事を体験ができる機会の提供を協議会として実施できればと思います。

事業所によっては、経験を積むと資格を取得できる事業所もありますから、まずは協議会として、体験ができる場の提供を進めていくことが良いと思います。

○会長

G 委員いかがですか。

○委員 G

人材確保として、まずは D 委員話したとおり、体験ができる場がイメージしやすいと思いますし、市報などを継続していくことも大事だと思います。

法人内でも、実習生や社協で開催している夏のボランティア体験の受入を行っております。コロナの中で今後に向けて難しさもある中、人材確保のために、社協などを通じて、協力しながら是非進めていきたいです。

○会長

ありがとうございます。ここで10分間の休憩に入ります。

【10分間休憩】

○会長

ボランティアのお話も出ましたので A 委員何かありますか。

○委員 A

社協では、夏の体験ボランティアとは別にボランティアセンターが主催する「お

ためし福祉塾」を開催しています。市内の3から4施設にお願いをして、主に高校生を対象に福祉の現場を見てもらおうということで毎年実施しています。内容は、現場体験と座談会を行っており、参加者からは、現場に行ってみて良かったという声や座談会を入れることで職員との交流の場が広がるなど、とても好評をいただいています。

○会長

子どものうちから福祉に触れるという機会、ボランティア体験も含めて、それがとても大切です。いくつかの研究論文で、子どもの時の福祉体験、ボランティア体験を踏まえて介護福祉とか社会福祉の養成校に行く結果が高いという報告が出ています。

○委員 G

大学生の実習生を年に約12人受け入れており、その内の1人は法人のほうに就職しました。人材の確保については、学生など若い方が来られるような就職フェアを実施するなど、学生向けに障害のある方の事業所を知っていただく機会があればと思います。

昨年、福祉科ではない高校を卒業した職員を1人雇用しました。高校卒業後間もないため幼いところではありますが、一生懸命に仕事をしているので、今後資格の取得など、即戦力になれるよう人材育成を行っていきます。人と触れ合う仕事に向いている人もたくさんいると思うので、職員としてパートナーとして一緒に働いて育てていくことも職員には話をしていかなないとなかなか実習生を受けるのも、今の時期難しいところがあります。施設としては、社会福祉を担う人材を育てていくという役割もあるので、人材確保と従業者への説明など上手く調整していく必要があると思います。

○会長

先程、F委員からも初任者研修の話をしていただきましたが、東京都福祉人材センターでは無料で初任者研修を取得できる制度があるにもかかわらず、受講者が来ないという話を伺ったことがあります。人が来ないということは何か課題があると思いますので、何らかの工夫が必要なのかなと思います。

○委員 H

病院での実習には、看護学生、精神保健福祉士や作業療法士などの学生が実習に来るのですが、病院という特性上、体験してもらうのはなかなか難しいです。

法人内の老人保健施設では、昨年度、実習した2人がそのまま当法人に就職しましたので、就職活動の一環として実習を実施している側面もあります。

○会長

介護職で考えますと、東京都の人口は全国の総人口と比べると約11%ですが、介護福祉士の有資格者がどのくらいの割合にいるかというと、通常人口比でいうと全部の介護福祉士の中の11%が居ても良いのですが、東京は7~8%くらいしか

いないのです。そのため、東京は人口に比べて介護人材が少ないです。

実際、介護福祉士も社会福祉士もそうですが、養成校の入学者が非常に厳しい状況におかれています。特に介護福祉士の専門学校は定員に対する充足率が5割をきって、ずっと40%台です。それも近年の傾向は、その入学者の中でも外国人の割合が非常に多くなっていますので、結果として、高校を卒業して福祉の道に進む日本人の若者が非常に減っているということです。そのような中でどのように人材を増やしていけば良いのかという課題の解決方法はなかなかすぐには見つからないのですが、子どもの時から体験していくということをしていかないと、大人になっていきなり福祉に行くことは、なかなかないように思います。

現在、高齢者の分野などは特にそうですが、祖父母と同居する割合はすごく減っていますし、実際に障害者の人たちが地域に出てきているとはいえ、見かけることはあったとしても子どもがそのような人たちと触れ合っているかということ、必ずしもそうではないです。何かお互いに交流するような機会がないと理解は深まらなさと感じています。

○委員 C

市内には、高校が5校ありますので、高校へのアピールというのも、協議会として何か考えても良いと思います。

○会長

市のほうで何かありますか。

○事務局 C

先程皆さんに承認をいただきました地域生活支援部会の主な目的は、親亡き後や高齢化を見据えた、住み慣れた地域で安心して生活するためのネットワーク支援体制の構築が、部会の大きなテーマとなっていく予定です。

多くの法人に参加をいただいている中では、地域福祉を支える人材の確保も課題の1つであると思いますので、定例会で皆さんからご承認いただければ、地域生活支援部会に本日のご意見を伝えさせていただき、協議をしながら定例会に報告をできたらと考えています。

○会長

市より、地域生活支援部会で協議との話でしたが、皆さんいかがですか。

(異議なし)

○会長

それでは、そのようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(意見なし)

(5) その他

○会長

協議報告事項(5) その他です。事務局よりお願いします。

○事務局 B…【資料 8】

資料 8 に基づき説明をする。

○事務局 D

1 点目は、「知的障害者余暇活動室の利用者募集」についてです。7 月 1 日に社会福祉センター内に知的障害者余暇活動室「イクシア」が開設しました。知的障害の青年・成人期の方で、作業所終了後や就労後に居場所が欲しいという方がいましたらお声掛けをお願いします。

2 点目は、視覚障害のある方の外出の支援を行う同行援護従業者養成研修の実施についてです。今年度は、8 月の 19 日から 21 日、11 月は 9 日から 11 日、応用課程は、12 月 10 日と 11 日を予定しています。身近で視覚障害のある方の支援に興味がある方や子育てが一段落して就労希望をされている方などがいましたら、是非お声掛けをお願いします。

○事務局 E

第 6 期障害福祉計画の策定についてです。障害福祉計画の策定について、障害者総合支援法に基づき、「協議会に予め意見を聞くよう努めなければならない」と定められていることから、障害福祉計画の進捗状況などを協議会に報告をし、委員の皆さまからのご意見などを賜り計画に反映させていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

○事務局 D

障害者手帳のカード化についてです。10 月からの手帳の発行については、現行の紙形式かカード形式かを選んで申請ができるようになる予定です。詳細は、都から 9 月に市の事務担当者向けに説明会がありますので、改めて確認をして機会をとらえて皆さま方に周知したいと思います。

○事務局 G

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院医療）についてです。精神障害者保健福祉手帳について、医師の診断書で更新申請を行う場合、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、診断書の提出の猶予が認められています。診断書の提出猶予期間は 1 年以内です。

次に、自立支援医療（精神通院医療）についてです。通院医療は、受給者の有効期間を原則自動的に 1 年間延長となります。但し、住所の変更や所得区分などの変更があった場合は手続きが必要になります。

なお、手帳及び通院医療とも、対象となる方は有効期限が令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日の間に有効期限満了となる方です。

○会長

協議報告事項は以上となります。

8. 情報交換

○会長

最後に次第の 8. 情報交換です。当協議会の目的の一つとして、関係機関との情報共有・交換があります。本日の議題以外でのご意見、施設や法人からの取組、イベントのお知らせなどがありましたらお願いします。

○事務局 D

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各施設等で実施をしているお祭りなどの中止について報告する。

○会長

最後に、事務局から何かありますか。

○事務局 A

次回の定例会ですが、11月頃を予定しております。会長と日程調整の上、皆さまに通知をしたいと思います。

その間には本日の議題にもありました研修会について、内容が固まり次第、周知をさせていただきます。

○会長

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了します。ありがとうございました。

以上